

関係法令（病床転換助成事業に係る転換先施設関係）（平成 30 年 4 月 1 日改正後）

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）（抄）

附 則

（病床転換助成事業）

**第二条** 都道府県は、政令で定める日までの間、当該都道府県における医療費適正化を推進するため、当該都道府県の区域内にある保険医療機関（医療法人その他の厚生労働省令で定める者が開設するものに限る。）に対し、当該保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換（医療法第七条第二項各号に掲げる病床の種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院その他の厚生労働省令で定める施設について新設又は増設により、病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させることをいう。以下同じ。）に要する費用を助成する事業（以下「病床転換助成事業」という。）を行うものとする。

○ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号）（抄）

附 則

（法附則第二条の厚生労働省令で定める施設）

**第二十一条** 法附則第二条の厚生労働省令で定める施設は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十九項に規定する介護医療院その他の厚生労働大臣が定めるものとする。

○ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第二十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成 20 年厚生労働省告示第 178 号）

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）附則第二十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十九項に規定する介護医療院
- 二 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）附則第二条に規定する軽費老人ホーム A 型及び軽費老人ホーム B 型を除く。）
- 三 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
- 四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（居室は個室であつて、入居者一人当たりの床面積が十三平方メートル以上であるもののうち、介護保険法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者であっても入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）
- 五 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
- 六 老人福祉法第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設（特別養護老人ホームに併設するものに限る。）
- 七 介護保険法第八条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居

- 八 介護保険法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点
- 九 介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービスの事業を行う拠点
- 十 老人福祉法第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、併せて高齢者の居住の用に供するための施設であって、次に掲げるものを整備する事業
  - イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域において整備されるもの
  - ロ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島において整備されるもの
  - ハ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村において整備されるもの
  - ニ 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第五条に規定する水源地域整備計画に基づいて整備されるもの
  - ホ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域において整備されるもの
  - ヘ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域において同法第六条第一項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて整備されるもの
  - ト 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の地域において地方公共団体その他の者により同法第四条第一項に規定する沖縄振興計画に基づいて整備されるもの
- 十一 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条の規定により登録されている賃貸住宅